

第 19 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和4年1月13日午前9時55分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎7階第1・第2委員会室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	3 番 渡 邊 隆 文
4 番 立 原 清 子	5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉
7 番 飛 田 信 広	8 番 一 木 克 昭	9 番 雨 谷 克 己
10 番 安 藏 久 男	11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一
13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇	15 番 笹 沼 恭 一
16 番 関 成一	17 番 皆 川 晃	18 番 伊 藤 明 美
19 番 軍 地 美 代	20 番 高 安 幸 一	21 番 加 倉 井 幸 夫
22 番 大 圖 金 雄	23 番 小 島 雄 一	24 番 外 岡 健 寿

欠席委員（0名）

事務局

事 務 局 長	横 山 英 雄	次 長	吉 川 正 浩
次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	小 野 克 也	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	江 幡 清 美	農 地 係	関 拓 也
農 地 係	塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
議案第4号 事務局職員の人事について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

定刻前でございますが、全委員の皆様全員おそろいですので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。

昨年は皆様の多大なご協力をいただきまして、スムーズな農業委員会の運営ができましたことを厚く感謝を申し上げたいと思います。

そして、私ごとにはなりますけれども、昨年の12月押し迫ってからの叙勲につきましても皆様にたくさんのお祝いをいただきました。ありがとうございました。本当に感謝を申し上げます。

実は私も昨日第3回目のワクチン接種の申請をしました。24日に3回目の接種ができることになりました。アメリカでは24%が3回目接種を終わっております。一定の効果が期待できると報道されています。ぜひ皆様も早めに3回目の接種を検討していただければと思っております。今回のこの新型コロナウイルスも変異を重ねておりまして、今はオミクロン株というのが全体の83%だそうです。このウイルスはすごく感染力が強いということで、もしこれに我々が感染してしまうと、影響がありますので、ぜひとも皆様には感染しないように注意していただければと思っております。

本日は審議案件も例月に比べ少ないですが、なるべく早い時間で総会を進行したいと思っておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから、第19回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。いかがいたしましうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任とのお声でしたが、議長が指名することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。14番の吉澤勇委員、そして16番の関成一委員、よろしくお願ひいたします。

初めに、議案の取下げがありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の第19回水戸市農業委員会総会（取下）と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は1件でございます。

案件は、議案書の4ページになります。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第13項でございます。

令和4年1月12日に申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第19回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が4件、農地法第5条の審議案件が17件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が10件、農地法第4条の届出が5件、農地法第5条の届出が15件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届出が2件、登記官等からの地目確認照会が4件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして58件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を17番、皆川委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

この件につきまして調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第2号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番, 軍地です。

この件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番, 皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件についても調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきましても調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので

で、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は令和2年11月30日に農地転用許可済みですが、事業計画取り止めにより、令和3年12月24日に許可の取消願が提出され、改めて新たな申請者で申請されたものです。申請地の一部は水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と小学校があることから、農地区分は第3種農地及び市街化区域に近接する10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。

この案件につきましても調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は農振農用地でございますが, 農地法施行例第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われまふ。なお, 転用期間は3年間であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願ひいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されまふが, 農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われまふ。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23番，小島です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

この案件も調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審

議をよろしく願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、渡人が申請の後、亡くなったため、相続人による申請に変更する必要があるようですが、現在、その手続途中でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討をしたところ、申請者が死亡しており、総会までに必要な書類が提出できないとのことで、今回は保留が妥当と思われまます。ご審議をお願いします。

議 長 ただいま関係委員から保留とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、保留と決定いたします。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙1をご覧ください。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和4年農用地利用集積計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が10万209平方メートル、うち再設定が3万6,682平方メートル、畑が4万2,610平方メートル、うち再設定が1万6,386平方メートル、設定者56名、取得者26名、うち再設定の設定者17名、取得者17名でございます。

利用権設定日につきましては、令和4年1月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第3号につきましては説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議 長 議案第4号 事務局職員の人事についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙2をご覧ください。

議案第4号 事務局職員の人事について。

事務局職員の人事について、会長へ一任することで同意を得たい。

令和4年1月13日提出、水戸市農業委員会会長、笹沼恭一。

農業委員会等に関する法律を参考として記載しておりますが、第26条の第1項に農業委員会に職員を置くこと。そして、第3項に職員は、農業委員会が任免すると規定しております。慣例により、会長に職員の人事について一任することについて提案するものでございます。

説明は以上であります。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、会長に一任することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、事務局職員の人事については会長に一任することに決定いたします。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第19回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時20分